

第7章 保育・教育における共生

趣旨

障害のある子どもが、年齢、能力、障害の特性を踏まえた合理的配慮の提供などの支援のもと、保育・教育を可能な限り障害のない子どもと共に受けることができる環境整備を目指します。



施策の展開

1 共に育つ保育の推進

- ① 保育サービス等を充実します。
- ② 保育環境を充実します。
- ③ 幼児期教育相談を実施します。
- ④ 保護者や関係機関との連携を強化します。
- ⑤ 障害福祉サービスを充実します。
- ⑥ 児童発達支援センターの充実を図ります

2 共に学ぶ教育の推進

- ① 共に学ぶ教育を推進します。
- ② 教員の意識の向上を図ります。
- ③ 教育相談体制の充実を図ります。
- ④ 学校施設の改善を推進します。
- ⑤ 障害福祉サービスを充実します。
- ⑥ 児童発達支援センターの充実を図ります。

3 共生社会に関する理解を深めるための取組みの推進

- ① 共生社会に関する教育を充実します。

1 共に育つ保育の推進

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある子どもが、適切な支援を受けながら地域で育つためには、障害のある子ども本人の利益の尊重や障害のある子どもの育ちの場での支援体制の構築などが必要となります。

本市では、保育所等において、障害のある子ども等の要支援児童を受け入れ、共に育つ保育を推進しています。

障害のある子どもの健全な成長のため、障害児保育に対するニーズは増加傾向にあります。

しかし、一人ひとりの障害の特性に対応した保育を行う必要があることから、保育士の加配や専門性が求められています。

今後は、障害のある子どもが保育所等において、適切な保育や対応が行われるよう、保育士の資質向上に努め、障害児保育のさらなる充実を図っていくことが必要です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①保育サービス等を充実します。	○障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に育つことができるよう、公立保育所（園）における保育士の加配、私立保育園等に対する加配保育士の助成を引き続き実施します。 ○放課後児童クラブにおいては、障害のある子どもを受け入れた際の支援員の加配を推進します。 ○障害のある子どもの特性の理解などの研修を充実し、保育士の資質の向上に努めます。
②保育環境を充実します。	○障害のある子どもに対応した保育施設の安全確保を図り、健やかな成長と発達を支援するため、ユニバーサルデザインの考えに基づき、保育所施設や設備の改善を図り、保育環境の充実に努めます。

③幼児期教育相談を実施します。	○障害のある子ども一人ひとりの状況や特性に応じた就学支援を図るため、幼児期教育相談の実施や、保育所等と小学校が連携する適切な就学相談や指導に努めます。
④保護者や関係機関との連携を強化します。	○障害のある子どもの一人ひとりの発達段階に応じた保育の充実を図るため、保護者や保健福祉センター、医療など関係機関との連携を図ります。 ○子育てに不安を抱える保護者の心のケアや相談支援に努めます。
⑤障害福祉サービスを充実します。	○障害のある子どもが地域で過ごせるよう、保育所等と連携し、児童発達支援、保育所等訪問支援、2018年度（平成30年度）から開始される居宅訪問型児童発達支援に取組みます。 ○居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援等障害者通所支援を受けるために、外出することが困難な重度の障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能を獲得するための支援に努めます。
⑥児童発達支援センターの充実を図ります。	○児童発達センターは、通所型障害福祉サービス（児童発達支援、保育所等訪問支援）を提供するだけでなく、保育所等訪問支援、障害児相談支援等専門的機能を活かし、障害のある子どもの家族に対する相談、障害のある子どもを預かる施設への助言などを行います。

2 共に学ぶ教育の推進

(1) 現状・課題（社会的障壁）

共生のまちづくりを進めるには、障害のある子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、適切な支援を受けながら教育を受けることができるよう、就学時において教育、福祉、保健、医療等が連携し、相談体制を構築する必要があります。

また、就学後は子ども等が共に育ちあえるハード、ソフト両面の環境整備が重要です。

本市では、平成17年4月より、全小中学校において、軽度発達障害を含めた支援が必要と思われる子どもを対象に、校内委員会により組織的に適切な支援のあり方等について検討し、支援しています。

近年増加している発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症）の児童生徒に対応するため、通級指導教室を増設しています。通級指導教室のニーズは今後も増加することが予想されるため、その対応が課題です。

今後も、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、子どもや保護者の意向を踏まえながら、適切な教育の場の充実に努めることが必要です。

そのためには、学校の支援体制のみならず、教育、福祉、保健、医療等の関係機関や地域と連携体制を構築し、より効果的で実効性のある施策を展開していくことが必要です。



(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①共に学ぶ教育を推進します。	○小学校や中学校において、インクルーシブ教育の基本理念を念頭に置きながら、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援に努め、可能な限り、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ教育を行います。 ○特別支援学級、通級指導教室、通常学級それぞれの場での適切な教育的支援体制の充実を図ります。 ○障害のある子どもの障害の特性や本人の特性を理解し、合理的配慮の提供に努めます。
②教員の意識の向上を図ります。	○障害のある子どもに関する研修機会の確保や充実による教職員の意識向上に努めます。 また、特別支援学校や外部の専門機関との連携を図り、学校全体で教職員の指導力を高める体制づくりを推進します。
③教育相談体制の充実を図ります。	○障害についての相談等、あらゆる教育問題について、早期解決や改善を図るため、専門相談員派遣制度の活用による特別支援学校との連携などに努めます。
④学校施設の改善を推進します。	○障害のある子どもが安心して通うことができる、使いやすい安全性が確保された学校施設とするため、大規模改修等の際に学校施設、設備の整備改善に努めます。
⑤障害福祉サービスを充実します。	○障害のある子どもが地域で学び、過ごせるよう、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援に引き続き取り組みます。 ○保育所等訪問支援については、子どもが集団生活を営む学校等を訪問し、ほかの子どもとの集団生活の適応のための専門的な支援（集団生活適応のための訓練、訪問先施設のスタッフに対する支援）に努めます。

	○地域生活において、障害福祉サービス事業所、医療等に関する機関と連携し、障害のある子どもの保護者と共通の理解を図り、生活の充実に努めます。
⑥児童発達支援センターの充実を図ります。	○児童発達支援センターは、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の専門的機能を生かし、障害のある子どもや家族への相談、障害のある子どもが通う学校への助言などを行います。



3 共生社会に関する理解を深めるための取組みの推進

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害の有無にかかわらず、共に学ぶことの大切さを理解するには、子ども時代からの「共生社会」に関する教育が必要です。

本市では、手話、車いす体験、ガイドヘルパー体験、障害のある人からの体験談を聞くこと等を通じて障害や共生社会への理解を深める取組みを行っています。

また、白山市共生のまちづくり推進協議会（通称『ノーマネットはくさん』）の「人権と共生社会の理解と普及プログラム」を活用し、市内小中学校において、メンタルヘルズ講座などを実施していますが、限られた教育課程の時間内での実施が課題です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
① 共生社会に関する教育を充実します。	○障害のある子どもと障害のない子どもの交流や共同学習の機会と内容の充実に引き続き努めます。 ○さまざまな機会において、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする交流教育を推進し、共生への理解に努めます。 ○特別活動や総合的な学習の時間等を活用して、福祉体験学習やボランティア活動等を推進します。 ○手話、車いす、ガイドヘルパーなどの体験、障害のある人からの体験談を聞くこと等を通じて、障害や共生社会への理解を深める取組みに引き続き努めます。